

1/17
福

福井市 生活保護支給漏れ 3世帯424万円、算定誤る

福井市は十六日、生活保護の算定を誤り、三世帯に計四百二十四万円の支給漏れがあったと発表した。重度障害者への加算をしていなかったため、最長で十八年間、算定を誤っていた。

市地域福祉課によると、生活保護法などに基けば、「両上肢の機能に著しい障害を有する」「両眼の視力の和が〇・〇二以下」などの条件に該当する重度の障害者がいる世帯には、一月月に一万四千円程度、一般の障害者よりも生活保護の支給額が高くなるが、三人には加算されていなかった。最長で十八年間、計三百十三万円の支給漏れが

あった女性もいた。昨年十一月に受給者の男性から指摘を受け、算定の誤りが発覚。同月に調査をしたところ、残り二人の支給漏れも分かった。市は既に受給者に謝罪。十六日までに、民法などに基づき最長で五年さかのぼり、三人に計百九十六万三千六百七

十円を支給した。同課によると、加算例が少なかったことなどから、三人のうち二人は重度障害者に当たるかどうかの検討

も怠っていた。清水俊弘課長は「絶対にあつてはならないことだった。再発防止に努める」と話した。
(片岡典子)